

令和3年5月24日

記者発表資料

総務部
財政部

令和 3 年第 3 回徳島市議会定例会 (提出議案等)

1 予算議案 (4 件) ※先議を必要とするもの

- ※① 令和 3 年度徳島市一般会計補正予算 (第 3 号)
- ② 令和 3 年度徳島市一般会計補正予算 (第 4 号)
- ③ 令和 3 年度徳島市職員給与等支払特別会計補正予算 (第 1 号)
- ④ 令和 3 年度徳島市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

2 条例議案 (13 件)

- ① 徳島市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ② 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ③ 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ④ 徳島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑤ 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑥ 徳島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑦ 徳島市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑧ 徳島市景観まちづくり条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑨ 徳島市建築審査会条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑩ 徳島市学校医, 学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑪ 徳島市公民館条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑫ 徳島市防災会議条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑬ 徳島市国民保護協議会条例の一部を改正する条例を定めるについて

3 単行議案 (11 件)

- ① 市道路線の廃止について《2 路線》
- ② 市道路線の認定について《10 路線》
- ③ 工事請負契約の締結について《四国横断自動車道周辺対策事業小松 1 号水路改良工事》
- ④ 業務委託契約の締結について《高機能消防指令センター一部分更新業務》
- ⑤ 財産の取得について《じん芥収集車 5 台》
- ⑥ 財産の取得について《屈折はしご付消防自動車 1 台》

- ⑦ 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について《藍住町》
- ⑧ 専決処分の承認について《令和2年度徳島市一般会計補正予算（第13号）》
- ⑨ 専決処分の承認について《徳島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例》
- ⑩ 専決処分の承認について《徳島市都市計画税条例の一部を改正する条例》
- ⑪ 専決処分の承認について《令和3年度徳島市一般会計補正予算（第2号）》

4 報告（17件）

- ① 令和2年度徳島市一般会計繰越明許費繰越報告書
《庁舎等感染症対策事業 等 計68件 繰越額 4,099,922千円》
- ② 令和2年度徳島市食肉センター事業特別会計繰越明許費繰越報告書
《衛生対策設備整備事業 繰越額 28,635千円》
- ③ 令和2年度徳島市水道事業会計予算繰越報告書
《老朽管更新事業 等 計3件 繰越額 948,453千円》
- ④ 令和2年度徳島市公共下水道事業会計予算繰越報告書
《下水管渠築造事業 等 計4件 繰越額 1,785,353千円》
（うち事故繰越1件 32,955千円）
- ⑤ 令和2年度徳島市市民病院事業会計予算繰越報告書
《災害拠点病院施設整備事業 繰越額 167,875千円》
- ⑥ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑦ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑧ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑨ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑩ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑪ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑫ 専決処分の報告について《和解に応ずることについて（新町西地区市街地再開発事業に係る損害賠償請求控訴事件：都市建設政策課）》
- ⑬ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：公園緑地課）》
- ⑭ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：西部業務課）》
- ⑮ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：道路維持課）》
- ⑯ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：東部業務課）》
- ⑰ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（申請書誤廃棄：住民課）》

令和3年度6月補正予算会計別総括表

一般会計補正予算（第3号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金	455,000	32,099	487,099
15 国庫支出金	22,541,570	17,800	22,559,370
18 寄附金	375,900	4,000	379,900
20 諸収入	1,819,669	42,301	1,861,970
歳入合計	105,075,306	96,200	105,171,506

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
7 商工費	1,516,746	96,200	1,612,946	17,800		46,301	32,099
歳出合計	105,075,306	96,200	105,171,506	17,800		46,301	32,099

《歳出款別事業別》

◎ 商工費

【 96,200千円】

(1) 阿波おどり開催事業費

96,200千円

一般会計補正予算（第4号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金	487,099	33,778	520,877
13 分担金及び負担金	455,172	5,685	460,857
15 国庫支出金	22,559,370	1,792,394	24,351,764
16 県支出金	8,820,339	14,507	8,834,846
21 市債	11,407,900	3,800	11,411,700
歳入合計	105,171,506	1,850,164	107,021,670

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
2 総務費	8,301,590	16,112	8,317,702	7,084			9,028
3 民生費	49,658,027	454,170	50,112,197	454,170			
4 衛生費	10,853,525	1,278,424	12,131,949	1,250,111	3,800	5,685	18,828
6 農林水産業費	1,025,408	14,507	1,039,915	14,507			
7 商工費	1,612,946	56,811	1,669,757	50,889			5,922
8 土木費	12,476,124	20,140	12,496,264	20,140			
10 教育費	8,599,371	10,000	8,609,371	10,000			
歳出合計	105,171,506	1,850,164	107,021,670	1,806,901	3,800	5,685	33,778

《歳出款別事業別》

◎ 総務費	【 16,112千円】
(1) 職員給与費	9,028千円
(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止啓発事業費	3,000千円
(3) 戸籍副本管理システム改修費	4,084千円
◎ 民生費	【 454,170千円】
(1) 施設整備費（生涯福祉センター）	4,785千円
(2) 介護保険施設PCR検査費用等補助事業費	5,000千円
(3) 子育て世帯生活支援特別給付金事業費	237,600千円
(4) 子育て応援チケット事業費	206,285千円
(5) 子ども元気写真展開催費	500千円

- ◎ 衛生費 【 1, 278, 424千円】
 - (1) 妊婦移動支援事業費 24, 540千円
 - (2) 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 1, 225, 571千円
 - (3) 一般廃棄物中間処理施設整備推進事業費 28, 313千円

- ◎ 農林水産業費 【 14, 507千円】
 - (1) 担い手確保・経営強化支援事業費 14, 507千円

- ◎ 商工費 【 56, 811千円】
 - (1) コロナ危機突破プロジェクト創造支援事業費 35, 656千円
 - (2) 施設整備費（阿波おどり会館） 15, 233千円
 - (3) 観光振興事務費 5, 922千円

- ◎ 土木費 【 20, 140千円】
 - (1) 新生活様式対応住宅リフォーム支援事業費 20, 140千円

- ◎ 教育費 【 10, 000千円】
 - (1) 学校保健感染症対策事業費（幼稚園） 10, 000千円

- ◎ 債務負担行為補正（追加）
 - (1) U I J ターン保育士応援事業（限度額：10,000千円 期間：令和4年度）

職員給与等支払特別会計補正予算（第1号）

【歳入】 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 振替収入	16,510,364	9,028	16,519,392
歳入合計	16,510,364	9,028	16,519,392

【歳出】 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 給与等支払費	16,510,364	9,028	16,519,392
歳出合計	16,510,364	9,028	16,519,392

給与費の増に伴う所要の補正

- ◎ 給与等支払費-----広報活動の充実・強化に伴う増額 9, 028千円

水道事業会計補正予算（第1号）

【資本的収入】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入		897,971	194,700	1,092,671
	1 企業債	483,200	158,400	641,600
	5 県補助金	49,610	36,300	85,910

【資本的支出】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出		3,252,469	168,300	3,420,769
	1 建設改良費	1,707,045	168,300	1,875,345

◎ 建設改良費-----送水管布設替工事の工法変更に伴う増額 168,300千円

令和3年度 6月補正予算の概要

一般会計補正予算（第3号）

- (1) 阿波おどり開催事業費〈にぎわい交流課〉【市独自／新規】 96,200千円

一般会計補正予算（第4号）

1 新型コロナウイルス感染症対策関連予算 …… 【1,788,310千円】

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止啓発事業費〈危機管理課〉【市独自／新規】 3,000千円
(2) 施設整備費（生涯福祉センター）〈健康福祉政策課〉【市独自／新規】 4,785千円
(3) 介護保険施設PCR検査費用等補助事業費〈高齢介護課〉【市独自／新規】 5,000千円
(4) 子育て世帯生活支援特別給付金事業費〈子育て支援課〉【国／拡充】 237,600千円
(5) 子育て応援チケット事業費〈子ども政策課〉【市独自／新規】 206,285千円
(6) 子ども元気写真展開催費〈子ども政策課〉【市独自／新規】 500千円
(7) 妊婦移動支援事業費〈子ども健康課〉【市独自／新規】 24,540千円
(8) 新型コロナウイルスワクチン接種事業費〈健康長寿課〉【国／拡充】 1,225,571千円
(9) コロナ危機突破プロジェクト創造支援事業費〈経済政策課〉【市独自】 35,656千円
(10) 施設整備費（阿波おどり会館）〈にぎわい交流課〉【市独自／新規】 15,233千円
(11) 新生活様式対応住宅リフォーム支援事業費〈住宅課〉【市独自／新規】 20,140千円
(12) 学校保健感染症対策事業費（幼稚園）〈学校教育課〉【国】 10,000千円

2 その他 …… 【61,854千円】

- (1) 職員給与費〈広報広聴課〉 9,028千円
(2) 戸籍副本管理システム改修費〈住民課〉 4,084千円
(3) 一般廃棄物中間処理施設整備推進事業費〈環境施設整備室〉 28,313千円
(4) 担い手確保・経営強化支援事業費〈農林水産課〉 14,507千円
(5) 観光振興事務費〈にぎわい交流課〉 5,922千円

※ 債務負担行為補正（追加）

- (1) U I J ターン保育士応援事業〈子ども政策課〉

民間保育園等における保育士確保を支援し、待機児童の解消を図ることを目的に、令和4年度採用を予定しているU I J ターン保育士に対し、一時金助成の申請受付を開始するため、債務負担行為の補正を行う。

（限度額：10,000千円 期間：令和4年度）

【一般会計予算総額】

補正前の額	補正額	計
105,075,306千円	1,946,364千円	107,021,670千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

(単位 千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	増減額
6月 補正計上額	3,211,888	1,946,364	△ 1,265,524
6月 補正後予算額	129,400,205	107,021,670	△ 22,378,535

職員給与等支払特別会計補正予算(第1号)

職員給与費について、広報活動の充実・強化のため、所要の補正を行う。

1 給与等支払費 9,028千円

補正前の額	補正額	計
16,510,364千円	9,028千円	16,519,392千円

水道事業会計補正予算(第1号)

送水管布設替工事において、当初計画から工法を変更することに伴い必要となる工事費について、所要の補正を行う。

1 建設改良費(原水及び浄水施設費) 168,300千円
(資本的支出)

補正前の額	補正額	計
3,252,469千円	168,300千円	3,420,769千円

令和3年第3回徳島市議会定例会 (条例議案の概要説明)

- ① 徳島市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
 - 1 職員のサービスの宣誓の実施方法
職員のサービスの宣誓の実施方法について、宣誓書を任命権者に提出しなければならない(現行 任命権者等の前で宣誓書に署名しなければならない) こととする。
 - 2 施行期日
公布の日から施行する。

- ② 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
 - 1 定義規定の整備
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正により、新型コロナウイルス感染症の位置付けが指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更されたこと等に伴い、本条例の「新型コロナウイルス感染症」の定義規定を整備する。
 - 2 施行期日
公布の日から施行する。

- ③ 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて
地方税法の改正に伴い、次のとおり改正する。
 - 1 個人市民税
 - (1) 個人の市民税の均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の範囲から、30歳以上70歳未満の国外に居住する親族(留学生、障害者又は当該扶養親族に係る納税義務者から生活費若しくは教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者を除く。)を除外する。
 - (2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を5年間延長し、令和9年度まで(現行 令和4年度まで)とする。
 - 2 固定資産税
課税標準の特例措置として、課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法で定める割合を参酌して、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に基づき、都道府

県知事，市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設については，3分の1とする。

3 施行期日

前記1の(2)については令和4年1月1日から，前記1の(1)については令和6年1月1日から，前記2については特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

④ 徳島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 押印等の見直し

押印等を求める手続の見直しに伴い，徳島市固定資産評価審査委員会に提出する審査申出書への押印及び口述書への署名押印を不要とする。

2 施行期日

公布の日から施行する。

⑤ 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 印鑑登録原票

行政のデジタル化を推進するため，紙による印鑑登録原票を廃止する。

2 用語の整備

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により，印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことに伴い，本条例中の「成年被後見人」の用語を整備する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

⑥ 徳島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 書面による審議

徳島市子ども・子育て会議について，会長が重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において，必要があると認めるときは，会議の開催に代えて，書面による審議を行うことができることとする。

2 施行期日

公布の日から施行する。

⑦ 徳島市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 書面による審議

徳島市都市計画審議会について、会長が重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、会議の開催に代えて、書面による審議を行うことができることとする。

2 施行期日

公布の日から施行する。

⑧ 徳島市景観まちづくり条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 書面による審議

徳島市景観審議会について、会長が重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、会議の開催に代えて、書面による審議を行うことができることとする。

2 施行期日

公布の日から施行する。

⑨ 徳島市建築審査会条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 書面による審議

徳島市建築審査会について、会長が重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、会議の開催に代えて、書面による審議を行うことができることとする。

2 施行期日

公布の日から施行する。

⑩ 徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い，介護補償額について次のとおり改正する。

1 介護補償額の改正

介護補償の月額を次のとおり改正する。

区 分		改正案	現 行
常時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限	17万1,650円	16万6,950円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	7万3,090円	7万2,990円
随時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限	8万5,780円	8万3,480円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	現行どおり	3万6,500円

2 施行期日等

公布の日から施行し，令和3年4月1日から適用する。

⑪ 徳島市公民館条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 書面による審議

中央公民館運営審議会について，中央公民館長が重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において，必要があると認めるときは，会議の開催に代えて，書面による審議を行うことができることとする。

2 施行期日

公布の日から施行する。

⑫ 徳島市防災会議条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 委員の定数

委員の定数を46人以内（現行 45人以内）とする。

2 施行期日

公布の日から施行する。

⑬ 徳島市国民保護協議会条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 書面による審議

徳島市国民保護協議会について，会長が重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において，必要があると認めるときは，会議の開催に代えて，書面による審議を行うことができることとする。

2 施行期日

公布の日から施行する。